

永昌日受の信謗同受論について

中 村 孝 也

日受より先輩の、光松日能はその著『顯実受法集下卷』において「元祖大士四箇名言之事」「当家折伏事」の箇条を記しその内に「諸宗俱不叶^三仏意、背^三三世諸如来経王^一、而是王法也偽、貧^三世信施^二等是皆国賊也云々」と論じて折伏正意論を主張し、日受の撰受正意論に対しては、本稿において

は、元文年度における彼の『行信記録』に対する、日受の『教化返答書』があり、これに対するに同門の、日調が日受に対して『教化返答書疑難章』十七箇条目の質問を呈し、これに対するに、日受の『答書疑難章辨釈』（元文四年成立）があるが、特に日調の疑難の第一「教化書第一答曰、拳^三開山事蹟等、疑^三門家之受布施之義^二云々、師若知^三先聖等之有^二義語^一、乞示之矣」を中心に、日受の信（自宗）謗（他宗）同受論を考察するものである。資料は筆者蔵文書。

元文三年七月、日調は宮谷檀林の学室において法談中、行信記録、善勝寺日承、本光寺日受の諸書を見聞し、上総国五木田本成寺に居して「什門禦冠編」と付録として「教化返答

書疑難章」を著して、前書には行信記録に対し、後書は日受の教化返答書に対して、論難を加え、特に日受の文書に対しては、什門の養徳日乗の「受不受記」（寛永七年）「流通搜源記」寛永三年成立を引用して、質疑を呈している。日調文書は、日蓮宗章疏目録に末記載文書である。

日調の文書を見ると、行信の記録に対しては受施の立場を取り、日受の文書に対しては、不受の立場を内在して、論難していることが知られ、日受の『答書疑難章辨釈』に「予披^三禦冠編及此疑難章中、一再展覲、其為書也、非^三但義理邪僻^二而、造語之拙命字之陋、錯置重復亦益々多」と論じ、日調の文書は売名行為であって、捨てゝ加ならんと迄云っている。

日調と同時代、小弓本満寺、大田万光寺、佐倉経胤寺歴、蓮莚日宏が、不受論者として除歴門中批判を、受けていることがあり、日調も除歴を覚悟して、不受論を展開しなければならぬ、立場にあったのである。

日調が「什門禦冠篇・教化返答書疑難章」を著した、元文

三年七月頃には、日受は宮谷檀林玄講六十二世として、在檀中であつて、日受は「禦者実有志三千宗教、何不面決乎予」と心勞しているが、公所において、日受の答書が細字で読み難しと、取り下げられた時、寺方が別紙の一書を提出しているが、それが日調の筆録として所伝されて居り、日調が改めて行信に対して、返書を記した心境が察せられる。

日受が『教化返答書』に

「惟夫先祖之直道、無不受之岐路（中略）至其不受誘人供養之議、吾祖無彰制之（中略）今欲辨門家受施之大略、分爲三科、初立道理、一引文証、三云、僻難、初道理者、大凡布施者、聖主世尊欲令衆生免其善心、作之勸誘、世之貧婪慳吝者、心之不善者也、盡是所以釈門從受用布施者、一至斯矣、而後、人有信誘、法有權実、法不可受余経、以權非仏種故、施信誘並可受」

と論じ、これに対する日調の第一疑を受けて『答書疑難章辨釈』には

「於他宗供養、与擬之則成信施、奪而論之則成信施、是故信誘順逆不可一概而分焉、亦復当知、順逆信誘既如是、而未見吾祖以其權人誘家厭捨阿仏等初中之供養、是乃取其施心、不見其人体故也、阿仏船守既尔、其余方々皆可準測、高祖既混受其施、末弟何力簡択耶、是故予答書中、以不択信誘同受其施之義論之、禦者、末省察施心之由致信念之微著、及以雜

純之与奪経權之常變」

と論じ、童蒙の為に『信誘同受説』を科段して、

蓮祖法華取要抄「我門弟ハ順縁也、日本国ハ逆縁也文」当体義抄「当世ノ諸人雖多之、不出三人、謂ク權教人、実教人也文」

の二抄を論拠として、二科に大別している。（科段図式は筆者）



初自宗順縁実教人、是非今所論也、若夫雖自宗人、而未辨知權実故、共同信之共同供之々々類譬、如崇重帝釈之人掃敬修羅也、或寄志於他宗、劫輕賤吾緇徒、偶々為供養、而從世儀無実情者、則同次下一向信之流類也、如是之類亦非今所論也。

次他宗逆縁權教人、又分科為二、

初一向不信而不供養行者之人、是非今所論也、或從來一向不信而但順世儀、供養行者之類、或乘記所云、欺諛施毀辱施之類、如是之類亦、不足為受下受所對而論其可否、故都非今所論也。

次雜信之人、謂他宗而信法華、尋供養持経者者是也、即是平日所論受不受之所對、正在此能施之人類、就此人類辨其受否、於此人類中、又分三科、

初正出雜信人、謂、不辨知權実而共雜信之者是也、例、如

阿仏等始供給高祖時、此類也、辟、如下崇重修羅之人婦、敬帝釈、此雜信人又、応レ有信法信人之二類。

其信法人者如云言也、其信人類者、雖於一家法義會無信念、而於吾繙流中解行可貴者、或瞻仰景慕其峻節高風、方請寄給資者也、亦容有之、例如重運最初瞻仰高祖時、此類也、或又、有愚夫癡婦之輩、自元頑魯鄙薄、無信念自他法義、然而宿緣冥合偶然、發施心吾繙徒者、例、如吾祖困厄之間排徊鴉村牛巷之地、當此時、歌獵漁捕人如婢僮僕之輩、但其渾淪信慕高祖、尚供給慰勞者也、此等之類、或信法或信人而雜信混念、無初簡弁、是故或名信者、或名謗者、今時此流十中凡八九也。

次純信之人、謂、簡弁權実邪正、專信法華、故名純信人、雖然未顯露捨於權宗、所以科之撰雜信之中、此雜信人亦大判而、屬權人逆縁中、是故此等人類、或名謗者、或名謗者、例、如下阿仏等初謁之後受戒之前此之中間供養高祖、此類是也、今時此類十中僅一二也。

如上件二類、都為雜信供養、因眨之撰權人逆縁、故因顯露婦伏与顯露末婦伏、大分自他、以名信者謗者、此信謗二類於供持経者、受之々理、其如從上所云、是故、答書云、施者信自宗謗他宗並可受也。

と論じている。

日受は宝曆十年に日経の『釈尊所証法体抄』を筆記しその内に

「謗者施可受耶、答世施宝物以通用、出法究得道有無、元皆是永昌日受の信謗同受論について(中村)

我有時可論施受耶、故世宝財物布施等付事、云謗罪皆四悉通時也、既釈尊不説前、日運建長四箇名言前共謗施也、故知、小分以一枝葉修行、大願究悟入元意耶、仏性頓悟極底、不障顯遠法、財施法施可許受、雖然不如本法婦依」

と、日経の所説を信奉している処があり、日受は謗者の布施供養については、顯遠の法に障らずんば、財施法施許して用うべしと、釈尊と事行の題目を重点に、その救済性を重視し、謗者の財法施の問題は、小分の修行論として認識されていたと思われる。

日調も『什門禦冠編』に

「初軌則大小者、夫他宗折伏破權門理者一宗之大則也、故高祖大士誠示於諸御書懇之、財施供養受不受等者、一家之小令也、故不有鄭重之制令矣、雖然猥犯之者墮破戒」

と行信を難じているが、日受より見れば、一家の小令を云々することは、迷惑であったことが知られる。

日受の時代は、日乗の『受不受記』の思想が主流を成して居り、日受は宗門草創の時期にあつては、受不受の二門を双用するも、守成の今日にあつては、受施を主とすることを主張し『答書疑難章辨釈』に

「仏祖之直道但有受施之大路耳、夫而流掘起東西争競皆、所以後人執情自作岐路也」

と、論じた。

(立正大日蓮教学研究員)